

2017年7月20日

## 違法電気柵の死亡事故を受けて全国の世話人の皆様へのお願い

全国合鴨水稻会 代表世話人  
福永 大悟

静岡県西伊豆町において電気柵事故で死者が出ました。まずは不幸にして亡くなられた方々に哀悼の意を表し、お怪我をされた方にお見舞い申し上げます。

さて、7月20日夜9時のNHKニュースでは、設置者は家庭用の100Vを直接電線に流して使っていたと報道していました。これは明らかに法律違反です。私たち合鴨農家の多くが使っているメーカー製の電気柵では、死亡事故は起こり得ないと思います。しかし、ニュースで聞いた多くの方は、電気柵とはあのような危ない事故を起こす機械であると思ってしまう。

7月21日の鹿児島県の県紙南日本新聞には添付のような記事が掲載されました。設置者が違法な設置をしていたことをきちんと説明していません。また記者の無知か不勉強で、多くの農家が設置している電気柵は行政の補助事業で安全なものを使用していることにも言及していません。本来なら農政関係の自治体担当者が安全であることをいうべきだと思います。かごしま合鴨水稻会では添付のような抗議文を出しました。

われわれ合鴨農家の多くが正規の電気柵を設置しています。以下のことに留意して、周囲のみなさまに説明して安心してもらおうようにしましょう。誤解から合鴨農法が制約を受けることが無いように、各県の通信等で会員に注意喚起をしていただくようお願いいたします。

- 1、 我々が購入する末松電子やタイガー等のメーカー製の電気柵装置は、法律に則った仕様で安全であることを説明しましょう。
- 2、 多くの自治体が、害獣からの農作物被害を防ぐために、電気柵設置の補助事業をやっていること。つまり、正規の電気柵装置は行政の認可の下で設置していることを説明しましょう。
- 3、 設置は説明書通りにきちんと行いましょう。機械を開けて改造してはいけません。
- 4、 「さわるな」などの注意喚起の看板を必ず掲げましょう。
- 5、 通学路沿線にあるなど、田んぼの周囲の状況によっては、夜だけ通電しましょう。
- 6、 合鴨農家は絶対に家庭用100Vを直接電線に流さないことを約束しましょう。

付記しますが、私は通学路沿線にある田んぼに設置している電気柵は夜しか作動しないようにしています。合鴨農法を始めた20年余り前に、子供達が興味本位で電線に触れて「ピリピリする」などとふざけていたので、万が一を考えて、昼間は電気を流さないようにしています。昼間は車の通行が多いので外敵も出ないのかこれまで被害はありません。